

掲示文書一覧(市長分)

令和8年3月10日

種別	番号	題名	主管課
規則	14	姫路市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	まちづくり指導課
告示	89	姫路市景観計画について	まちづくり指導課
告示	90	姫路市屋外広告物条例及び姫路市屋外広告物条例施行規則に基づく禁止地域等の区域等の指定に関する告示の改正について	まちづくり指導課
公告	87	事業計画のある道路の指定について	建築指導課
公告	88	地域農業経営基盤強化促進計画の公告について	農政総務課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 14 号

令和 8 年 3 月 10 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市屋外広告物条例施行規則（平成 8 年姫路市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中「中濠通り区域」を「中堀通り区域」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

姫路市告示第 89 号

令和 8年 3月 10日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市景観計画について

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

1 変更した景観計画の名称

姫路市景観計画

2 景観計画を定める土地の区域

姫路市全域

3 効力の発生する日

令和8年4月1日

4 縦覧場所

姫路市安田四丁目1番地

姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課

姫路市告示第 90 号

令和 8年 3月10日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市屋外広告物条例及び姫路市屋外広告物条例施行規則に基づく
禁止地域等の区域等の指定に関する告示の改正について

姫路市屋外広告物条例及び姫路市屋外広告物条例施行規則に基づく禁止地域等の区域等の指定について（平成8年姫路市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第3項第1号中「第6項第5号ア」を「第6項第8号ア」に改め、同項第2号中「第6項第5号イ」を「第6項第8号イ」に改め、同項第2号の2中「第6項第5号ウ」を「第6項第8号ウ」に改める。

第6項第5号中「中濠通り区域」を「中堀通り区域」に、「中濠通り地区」を「中堀通り地区」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

姫路市長 清 元 秀 泰

事業計画のある道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により事業計画のある道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第4号	7-04	令和8年 (2026) 3月9日	姫路市阿保字川ノ上乙367番2の一部、乙367番5の一部、乙372番1の一部、乙372番2、乙372番3の一部、乙372番4の一部、乙373番4の一部、乙373番5、乙374番1の一部、乙374番3の一部、乙377番1の一部、乙377番2の一部、乙377番3の一部、乙377番4の一部、乙377番6、乙377番7、乙377番8の一部、乙377番9の一部、乙378番1の一部、乙378番2の一部、乙378番3の一部、乙378番4の一部、乙378番5の一部、乙378番6、乙378番7の一部、乙378番8、乙367番2地先里道の一部、乙370番1地先里道の一部及び乙371番2地先水路の一部並びに字細田乙405番5の一部並びに字前田乙159番1の一部、乙159番5の一部、乙162番2の一部、乙162番4の一部、乙162番9の一部、乙162番10の一部、乙170番1の一部、乙170番4の一部、乙170番5の一部、乙170番6の一部、乙170番7の一部、乙159番5地先里道の一部及び乙167番5地先水路の一部並びに字下河原乙428番1、乙428番3の一部、乙428番5の一部及び乙428番6の一部	m	m
				① 17.00 ～ 20.00	① 217.87
				② 6.00	② 13.52

姫路市長 清 元 秀 泰

地域農業経営基盤強化促進計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第 8 項の規定に基づき公告し、当該計画書を本日以後、姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、地域計画を定めた地区は、下記のとおりとする。

記

地域計画を定めた地区

- (1) 豊富地区 太尾、津熊、黒田
- (2) 船津地区 船津町（上野、八幡、宮脇、三又、下垣内、中野、仁色、瑞岡、御立、大沢）
- (3) 山田地区 山田町（牧野、南山田、北山田、東多田）
- (4) 谷外地区 塩崎
- (5) 中寺地区 香寺町恒屋（北恒屋、南恒屋）、中寺、土師、溝口、岩部
- (6) 香呂地区 行重、矢田部、相坂、田野、犬飼
- (7) 香呂南地区 須加院
- (8) 置塩地区 新畑、夢前町宮置（中村、町村）、高長
- (9) 鹿谷地区 夢前町前之庄 A（松之本、三枝草）